

岡山県小児慢性特定疾病審査会設置要綱

(目的)

第1条 小児慢性特定疾病医療費の支給申請の内容について、適正かつ慎重に審査するため、岡山県小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員10名以内で組織する。

(委員の任命)

第3条 委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名するものが、その職務を代理する。

4 役員は、委員の互選による。

(議事)

第6条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健福祉部医薬安全課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査等に関して必要な事項は、審査会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

2 平成27年1月1日付けで委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。